

■ 論文

「日本版 IFRS」構想の虚実 —IASB の構造的欠陥とアメリカの意向—

田中 弘

目 次

- 1 これまでの経緯
- 2 中間的論点整理
- 3 宙に浮く不採用企業数千社の会計
- 4 金融庁のスタンス
- 5 2013年に入ってからの動き
- 6 4つの基準群
- 7 モニタリング・ボードの構成
- 8 モニタリング・ボードのメンバー要件
- 9 アメリカは「改心」するか
- 10 「国連型」から「G8型」へ
- 11 捨てられない US-GAAP
- 12 なぜアメリカの動向を注視する必要があるのか
- 13 中・長期的経営に資する会計を

▶ 要 旨

国際会計基準 (the International Financial Reporting Standards: IFRS) を巡る国内の動きが再び活発になってきた。それも、ここ1-2年の流れに逆行するような動きである。しかもかなり不穏な動きも垣間見える。本稿では、IFRS を巡る国内外の最近の動向を紹介し、「どんな力が日本の進路を変えようとしているのか」「アメリカはどこに進もうとしているのか」を考えることにしたい。また、日本版 IFRS (J-IFRS) が導入される背景やその役割と限界、さらに「あるべき会計基準」の姿について論じることにする。

▶ キーワード

国際会計基準, IFRS 財団モニタリング・ボード, 企業会計審議会「当面の方針」

採択日：2014年2月13日

1 これまでの経緯

金融庁企業会計審議会が、「全上場会社に国際会計基準 (IFRS) を強制適用」と「連結先行」(連結財務諸表にも個別財務諸表にも IFRS を強制適用) という、先進国では極めて稀なシナリオを描いて日本企業をパニックに陥れたのは、平成21(2009)年6月のことであった(中間報告「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書」)。

わが国は、その後「IFRS 強制適用」「連結先行」で猛進する(いや「盲進」のほうが正しい表現かもしれない)。わが国の会計界は、IFRS が個別財務諸表(単体)への適用を想定していないことも、世界の主要国では連結財務諸表しか公表していないことも十分に認識せず、「IFRS を採用しなければ世界の流れに遅れる」「日本は鎖国するつもりか」といった「国土」顔した IFRS 推進論者の声が充満して、冷静になって考えようといった声を圧殺していた。しかし、何のことはない、鎖国していたのは日本の IFRS 推進論者たちであったのである。

その後の2年間は日本の産業界にとって悲惨であった。わが国の産業界は、これまで60年以上にわたって、官界・学界と力を合わせて、企業会計原則を軸に、会社法と税法とも親和性を保った会計制度を構築することに英知を注いできた。その結果、日本企業の国際競争力を高めるに力のある経済社会のインフラとしての会計原則・会計基準を整備することができたのである。「中間報告」は、それをすべて捨てて、IFRS に乗り換えるというのである。

IFRS を適用するとすれば、まずは IFRS の内容を知り、それに合わせて各社それぞれが会計システムを変え、経理マニュアルを改訂し、経理課スタッフの再教育を行い、グループ内の決算期の統一やら勘定科目の統一やら、目が回るような仕事が待っている。しかし、具体的にどうすればよいかに関しては、情報ルートは監査法人とコンサル会社だけであった。産業界が悲鳴を上げたのはむりもなかった。IFRS は、あたかも実験室の中で構想したものを、実証も検証もせず世界中の企業に押し付けようとしている。一度も飛ばしたことがないジャンボ飛行機を「テスト飛行なし」で「満席の乗客を乗せて」飛ばすようなものである。

こうした盲進にストップをかけたのが、自見庄三郎金融担当大臣(当時)であった。大臣は平成23(2011)年6月21日の閣議の後、記者会見において「少なくとも平成27(2015)年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行う」ことを明らかにした。その直前の5月25日に経済界から出された「我が国の IFRS 対応に関する要望」と題する宛先の書いていない文書が引き金になっていることは間違いない。

経済界からの反旗(経済界からは穏やかに「要望」という表現が使われた)と、当時の自見金融担当大臣の「政治的決断」は、企業会計審議会の議論を劇的に変えた。金融庁に、IFRS に批判的な人たちを「参与」として任用したり、審議会のメンバーも IFRS に批判的とされる人たちを増やしたり、産業界の声が審議会を通るようにした形跡もある。しかし、審議会の議論

では、もともと IFRS に批判的な声のほうが多かったのである。

2 中間的論点整理

それから1年余の議論を経て、平成24(2012)年7月2日に、金融庁企業会計審議会が「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」を公表し、「連単分離」(連結財務諸表にIFRSを適用することがあっても単体の財務諸表には日本の会計基準を適用する)と「IFRSについては任意適用の積上げを図る」という基本方針を確認した。平成21(2009)年の「中間報告」が打ち出した「全上場企業に強制適用」と「連結先行」をとともに否定して、どちらかと言うと「世界の流れ」に合わせたようなシナリオを描いたものである。

ここでは今後の検討課題として、「当期純利益の明確な位置づけ」「公正価値測定の適用範囲の整理」「IFRSのどの基準・考え方がわが国にとって受け入れ可能であり、どの基準・考え方は難しいかを整理」「IFRSを適用する市場と日本基準を適用する市場とを区分する案」「原則主義への対応のあり方」などの諸点が列挙された。中間報告は「アメリカがIFRSを採用するなら日本は他に選択肢はない」「世界から取り残される」「遅れてはならない」といった悲壮感あふれる中で書かれたところがあるが、やっと地に足が着いた議論をする土台が築かれたのである。

この中間的論点整理が公表されてから、ほぼ10か月経過した段階では、審議会は、2回しか開催されていない。1回目は、3か月後の平成24年10月2日、2回目はそれから半年後の平成25年3月26日である。しかもである。不思議なことに、この2回の会議では、中間的論点整理が今後の検討課題として列挙した上記の諸点については、ほとんどまったく議論されていない。

1回目の審議会(平成24年10月2日)の議題は、審議会の後に公表された「議事次第」によれば、(1)SECスタッフ報告書(2)IASBの最近の動向(3)デュー・プロセス・ハンドブック公開草案への対応、の3点であった。中間的論点整理は参考として配付されており、一部の委員から、他の議題に絡めての発言はあったが、審議会の議題として取り上げることはなかった。会議の終わりに、(業を煮やしたかのように)永井知美委員(㈱東レ経営研究所シニアアナリスト)から、「事務局(ここでの事務局は金融庁を指す)に1つお伺いです。こういう状況において、この会を今後どのように運営されるおつもりなのかと、それをお伺いしたいと思います。」

議論の分かれたところをもう一度議論し直すのか、それとも、アメリカの様子見を続けるのか。そう申しますのも、大多数の企業がIFRS対応に関して非常に困っているのではないかと思います。かたい信念で適用すると決められている企業、あるいは適用しないと決められている企業はいいですが、大勢に合わせて、流れに合わせて考えたいと、そういう企業が大多数ではないかと私は思いますので、今後のスケジュールを大まかにでも示していただければと思います。」

議長を務める安藤英義会長（専修大学教授）も「おそらく、今の質問が、皆さん一番知りたかった質問」だと述べたが、実は、この質問に対する回答こそが、審議会の議論のスタート台であるはずである。金融庁は、形式的には企業会計審議会の事務局を担当しているが、日本の会計基準を決める法的な権限を持っているのは金融庁であり、企業会計審議会は金融庁が設置した、単なる「私的諮問機関」でしかない。永井委員は「事務局」と呼びつつも、金融庁が法的権限を持つことを意識して、上のような質問を発したのである。

この質問に対して、事務局として栗田企業開示課長（当時）が次のように説明している。

「今後につきましては、まず、中間的論点整理でさらに検討が必要とされている事項のご議論をお願いしたいということと、・・・諸外国の状況の把握ということが中心になっていくかと思えます。

それから、中間的論点整理では幾つか、さらに検討が必要と明示的に書いてあるところがございまして、例えばIFRSのどの基準・考え方が我が国にとって受け入れ可能であるのか、どの基準・考え方は受け入れが難しいのかということ、実務的に整理する必要があるというようなことが述べられております。また、単体開示のあり方につきまして、会社法の開示をも活用して、企業負担の軽減に向けてどのような対応が可能であるかということについても検討が必要であるとされています。さらに・・・中間的論点整理で今後検討が必要とされている事項についてご議論を進めていただくということが、当面の課題になってくるかと考えております。」

この企業開示課長の説明の後、委員からは特に質問もなく、会長が「それでは、全体にわたってのご意見も出尽くしたと判断させていただきます」と述べて、予定時間を20分も残して閉会している。

それから半年後の、平成25年3月26日に、2回目の審議会が開催された。中間的論点整理が公表されてから9か月経過していることや1回目の審議会において検討課題が未審議であることから、多くの企業や会計関係者は、2回目には論点整理で指摘された事項が議論されると期待したのではなかろうか。ところが、当日の議題は、国際会計基準に関しては、(1)カナダ・韓国の状況について、(2)IFRS財団のガバナンス改革について、(3)会計基準アドバイザー・フォーラムについて、(4)日本経済団体連合会からの報告、の4点であった（金融庁HPの議事次第による）。

3 宙に浮く不採用企業数千社の会計

ただし、委員の中からは、いくつかの意見や要望が出たし、日本経済団体連合会（経団連）からは「国際会計基準への当面の対応について」と題する報告書が資料として提出され、経団連における議論の状況が説明されている。

経団連の報告では、説明に立った谷口進一委員（企業会計審議会企画調整部会委員。経団連

企業会計委員会企画部会長。新日鐵住金(株)常任顧問)から、「時間軸(ロードマップ)を明かにしてほしい」という要望が出された。

「上場企業3千数百社があるわけでございますけれども、この審議会の議論の行方を相当注視していると思っております。そういう意味では、予見可能性を高められるような明確な時間軸をそろそろ示していく必要があるのではないかと感じております。・・・一昨年当時の金融担当大臣(自見庄三郎氏)のご発言で、現状の枠組みが維持されているとは言うものの、審議会としての明確な線引きというか時間軸の提示が必要ではないかと感じております。」

ロードマップを早期に明かにする必要性について、谷口委員は、IFRSの任意適用を予定している企業とIFRSを採用しない企業とに分けて、次のように説明している。

「まず任意適用を予定している企業にとりましては、何か追加的な検討が始まりまして、どのような方向性が明確でないということになってしまいますと、最終判断に踏み切れないということになってしまいます。」

「最終的に任意適用を判断する企業、60社くらいと経団連事務局が推定しているわけですが、それ以外の数千社の企業に経営基盤である企業会計の行方を明確にしないまま置いておくということもできないということでもありますので、我が国の企業会計制度を審議する企業会計審議会としてもそこを放置できる状況ではないと思います。」

永井知美委員からは、「(現状は)企業としては生殺しのような状況にあるのも事実」であり、「審議会として今後どのような議事運営をされるのか、最終的には強制適用するのかしないのかという話になるとと思いますが、その辺をお伺いしたい」という切羽詰まった声が寄せられた。

金融庁参与でもある佐藤行弘委員(審議会企画調整部会委員。三菱電機常任顧問(当時)、現在は同社特別社友)からも、「2009年の中間報告(強制適用と連結先行を打ち出したもの)から既に4年近くが経過しつつありますが、企業によっては依然として、いわゆる『強制適用論』へのおそれや懸念がくすぶり、中途半端な状況になっているところもございます。経営上、IFRSの適用にベネフィットを感じていない企業も多いことから、IFRSの方向づけに当たっては、企業に選択の自由を与えるということを基本に、『IFRSプラス米国基準の選択適用と日本基準の維持』という、裏返せば『IFRSの強制適用はない』という方針をここで明確にするタイミングが来ているのではないかと思います。」という意見が出された。

4 金融庁のスタンス

こうした産業界からの声に対して、金融庁企業開示課の栗田課長(当時)からは、「時間軸を早く示すべきであるというご意見が多々あることは承知しておりますけれども、国際情勢も変化しつつありまして、そういう時間軸を示すこと自体がなかなか容易ではないということをご理解いただきたい。」「今後は中間的論点整理において検討課題になっていることを順番にやっていくことが肝要」という回答が出された。

昨年春の段階では、中間的論点整理が示した「連単分離」と「任意適用の積み上げ」という基本方針のもとで、金融庁も、財界・各企業も、企業会計基準委員会も、それぞれの対応を進めてきたはずである。昨年春までは、日本におけるIFRSの近未来はほぼ明かになった（と考えられる状況になった）と言ってもよい雰囲気であった。

ところが、昨年3月に入ってから、企業会計審議会が毎月のように開催されているし、日本経済団体連合会からは2度にわたって報告書や提言書が公表され、自由民主党（金融調査会企業会計に関する小委員会）からは具体的な期限や目標数値を盛り込んだ提言書が公表されている。こうした動きに押されて、平成25年6月19日、企業会計審議会が開催され、激論と紛糾の末、何事もなかったかのように、「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という）を公表するに至っている。いったい何が進行しているのだろうか。

5 2013年に入ってからの動き

以下は、すべて平成25(2013)年に入ってからのことである。

- ・ 3月1日、IFRS財団「国際会計基準 (IFRS) 財団モニタリング・ボード プレスリリース『モニタリング・ボード、メンバー要件の評価アプローチを最終化し、議長選出を公表』」を公表。「任意適用国」を認め、かつ条件付きで一部のカーブアウトを許容するという内容。詳しくは後で紹介する。
- ・ 3月26日、企業会計審議会開催。この日の審議会において、金融庁から、上記のIFRS財団のプレスリリースについて説明があった。これに関しては、佐藤行弘委員から質問と意見が出ただけで、他には質問も意見も無かった。

この日の企業会計審議会の後、以下に紹介するように、わが国の会計界・産業界が「水鳥の羽音に驚いて軍勢を乱した平家」のごとく右往左往するのであるが、この日はまだ、このプレスリリースがでて日が浅く、その「意図」「狙い」が十分に伝わっていなかったのかもしれない。

それだからと思われるが、この日の会議の終わりに、安藤会長から「まだ時間ございますので、これまでの議論について全体的なご発言でも結構でございます。戻っても結構でございますから、ご発言がございましたらお願いしたいと存じます」と、質問・意見を促すメッセージが送られたが、誰からの発言もなく、この日の審議会は終了している。

- ・ 3月26日、日本経済団体連合会「国際会計基準 (IFRS) への当面の対応について」公表。同日開催の企業会計審議会において資料が配布された。経団連事務局としては、任意適用企業は約60社ほどになること、その60社の時価総額は約75兆円で、韓国、ロシア、シンガポールなどの資本市場に匹敵すると推計。金融庁に、企業の予見可能性 (IFRSを採用するかどうかの判断ができるような条件を明示すること) を高められるよう、「今後の審議会の時間

軸（ロードマップ）」を示すように要望。

- ・ **4月23日、企業会計審議会を開催。**議題に上ったのは、(1)IASBと各国基準設定主体との意見交換を行う場として設立された「会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)」の紹介、(2)ASAFで問題となった「概念フレームワーク」「リサイクリング」など。事務局を務める金融庁からは、モニタリング・ボードのメンバー要件 (IFRSの顕著な使用と継続的な資金拠出)の話や「日本がエンドースメントしたIFRS」、つまり、わが国の企業にとって4つ目の会計基準 (日本基準、アメリカのSEC基準、純粋IFRSに加えて、日本版IFRS:J-IFRS)が示唆された。この段階でも、IFRS財団のプレスリリースが日本へ与える衝撃の大きさは、あまり理解されていなかったのではないだろうか。少なくとも審議会の議事録 (速記録)を読む限り、この日の審議会で、プレスリリースが「モニタリング・ボード・メンバーの要件」としたことを真剣に議論した形跡はない。

- ・ **5月28日、企業会計審議会を開催。**この日は、(1)IFRSの任意適用要件の緩和について、(2)IFRSの適用の方法について、(3)単体開示の簡素化について、の3点が議題とされた。特に注目すべきは、日本企業のうちIFRSの任意適用が認められているのは、(1)上場要件を満たし、(2)かつ外国に資本金20億円以上の連結子会社を有している会社 (当時、621社)であるが、この(1)と(2)の要件を緩和することの提案である。

(2)の要件を外せば、IFRSを任意適用できる会社は全上場会社の3,550社になり、さらに(1)の上場要件も外すと、有価証券報告書を提出している会社4,061社がすべて任意適用できることになる (企業会計審議会における金融庁の説明。会社数は2013年3月31日現在。第1図参照)。

「IFRSの適用の方法」については、現行の「指定国際会計基準」がピュアなIFRSの適用を前提としているのに対して、個々のIFRSをエンドース (IFRSを個々に検討して自国基

第1図 任意適用企業数等

単位：社

有価証券報告書提出 企業数 ^(注1)	上場企業数 ^(注2)	外国に資本金20億円以上の連結子会社を有する企業数 621	IFRS適用企業数 ^(注3) 20
		外国に資本金20億円以上の連結子会社を有しない企業数 2,929	
	4,061	非上場企業数 511	

(注1) 関東財務局HP有価証券報告書受理件数(平成25年3月11日現在)より

(注2) 平成25年3月31日現在

(注3) IFRS任意適用済企業12社と適用予定公表企業8社(平成25年5月22日現在)

(出典：企業会計審議会配布資料、2013年5月28日)

準に取り込む)する方式を取り入れ、「一部の基準をカーブアウトした IFRS (J-IFRS)」を容認する制度が審議された。

- ・ 6月10日、日本経済団体連合会「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的な考え方―国際会計基準の現状とわが国の対応―」と題する提言を公表。「今後の会計制度を考える上での基本的視点」として、(1) 国際的な同等性に影響を及ぼさない範囲で高品質な会計基準の併存を容認し、(2) 大多数の日本企業が使用する基準として高品質な日本基準を維持すること等が重要であることを指摘し、「現行の枠組みを維持しながら、任意適用を円滑に拡大していく施策を講じる」ことを提言している。
- ・ 6月12日、企業会計審議会を開催。事務局(金融庁)が「これまでの議論の整理」と題する文書を作成し、審議会としての当面の対応として、(1) 「任意適用要件の緩和」、(2) 「IFRSの適用の方法」、(3) 「単体開示の簡素化」の3点について整理することを提案。エンドースメントに関しては、「IFRS任意適用企業の増加を図る中で、エンドースメントプロセスを取り入れることは、非常時の対応など我が国の国益を確保する観点から有用」「一部の基準を修正することができるという意味でのエンドースメントの仕組みが必要」「エンドースメントされたIFRSは、ピュアなIFRSと現行日本基準との中間に位置するもの」と整理している。
- ・ 6月13日、自由民主党金融調査会・企業会計に関する小委員会「国際会計基準への対応についての提言」をまとめる。具体的な対応として、「2016年末までに、国際的に事業展開をする企業など、300社程度の企業がIFRSを適用する状態になるよう明確な中期目標を立て、その実現に向けてあらゆる対策の検討とともに、積極的に環境を整備」することを主張している。なぜ2016年なのか、なぜ300社程度なのかに関しては、後述する「IFRS財団モニタリング・ボード」と深い関係があるので、そこで取り上げる。
- ・ 6月19日、企業会計審議会を開催。金融庁が「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針(案)」を提示し、さらに審議会の安藤英義会長が「文案の作成に当会長も十分関与している」と発言して、方針(案)の承認を求めた。この方針(案)は、若干の字句修正を経て、同日付で、正式な文書として公表されている(以下では「当面の方針」と呼ぶ)。

6 4つの基準群

「当面の方針」は、エンドースメントに関してはつぎのように述べ、「日本版IFRS(J-IFRS)」の設定を謳いあげている。

「ピュアなIFRSのほかに、我が国においても、『あるべきIFRS』あるいは『我が国に適したIFRS』といった観点から、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることについては、IFRS任意適用企業数の増加

を図る中、先般の世界金融危機のような非常時に我が国の事情に即した対応を採る道を残しておくことになるなど、我が国における柔軟な対応を確保する観点から有用であると考えられる。」

これが実行されるならば、連結財務諸表の作成基準として（１）日本基準、（２）米国（SEC）基準、（３）ピュアな IFRS、（４）エンドースされた J-IFRS という４つの会計基準群が併存することになる。

制度として分かりにくいとか利用者の利便に反するといった懸念もあるが、「当面の方針」では、「IASB に対する意見発信やコンバージェンスに向けた取組み等、単一で高品質な国際的な会計基準がグローバルに適用される状況に向けての努力は継続されるべきであり、４基準の併存状態は大きな収斂の流れの中での一つのステップとして位置付けることが適切である」として、４つの基準群の併存は過渡期的な状況であり、いずれ次第に（２つなり３つに）収斂されるという理解を示している。

本当に、４つの基準群がさらに少数に収斂されるのかどうかは予断できないが、全上場会社に IFRS を強制適用するといった事態にでもならない限り日本基準がなくなることは想定し難いし、110か国もが使っていると喧伝されてきたピュアな IFRS を消すことを想定するのは現実的ではない。かといってアメリカの基準（SEC 基準）を使ってきたのは日本の代表的な国際企業群であることを考えれば、アメリカ基準を選択肢から外すのは経済界の抵抗が大きい。となると、４つの基準群から最初に消える（消される）可能性が最も高いのは、新しく設定される日本版 IFRS ではなかろうか。

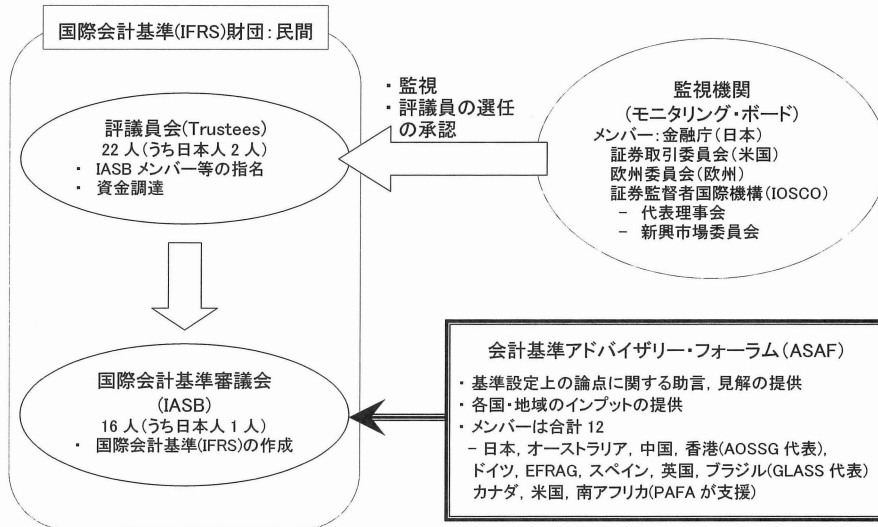
そうなると、任意適用の条件が緩和されても、何か特別な「仕掛け」でも企まない限り、J-IFRS を任意適用する企業が増えるかどうか不明である。考えられる「仕掛け」「企み」の１つが「任意適用企業への強制適用」ということにでもなれば、「だまし討ち」である（審議会では、そうした当事者の誠意を問うような発言も出ている）。

7 モニタリング・ボードの構成

日本版 IFRS 構想が急速に表面化したのはなぜか。この話の発端は、上に紹介した平成25年3月1日の、IFRS 財団モニタリング・ボードが発表した「プレスリリース」である。第2図を参照しながら読んでいただきたい（この図表は、同年4月23日に開催された企業会計審議会の配布資料「IFRS 財団のガバナンス改革について」に収録されたものである）。

IFRS は国際会計基準審議会（IASB）が開発してきたが、この IASB の活動を監視監督しているのが評議員会（Trustees）で、IASB メンバー等の指名や財団の資金調達を担当している。こうした IFRS 財団の運営に関しては、多くの関係国・者からガバナンスの面で構造的な問題があると指摘されてきた。そうした批判を受けて、IFRS 財団の外に「モニタリング・ボード」を新設して、評議員の選任の承認などを通じた監視を行うことになった。

第2図 国際会計基準(IFRS)財団の組織について



(出典: 企業会計審議会配布資料, 2013年4月23日)

このモニタリング・ボードのメンバーは、現在5席で、日本の金融庁、アメリカの証券取引委員会 (SEC)、EUの欧州委員会がそれぞれ1席（以上の3者は、アジア、北米、欧州という法域を代表していると考えられる）、証券監督者国際機構 (IOSCO) が2席を与えられている。IOSCOの2席は、現在、代表理事会の代表としてオーストラリアの証券投資委員会 (ASIC) と新興市場委員会の代表としてトルコの資本市場委員会に割り振られている。

上記のプレスリリースは、同年2月6日にブリュッセルで開かれた会合において合意されたことを記載したものであるというが、そこに、わが国にとって非常に重要なことがいくつか書かれている。最も影響が大きいと見られているのは、モニタリング・ボードのメンバー要件である。以下、この要件を紹介する。

IFRS財団は民間の組織として編成されているが、モニタリング・ボードのメンバーは、「各法域 (jurisdiction) において用いられる財務報告の形態と内容を決定する資本市場規制当局 (capital markets authority) でなければならない」とされているのである。なぜ民間の組織に官 (規制当局) が関与するのであろうか。背景を説明しておく。

本来、IFRS財団はプライベート・セクターであることを「売り」にしてきた（つまり官にコントロールされていないことを謳ってきた）。ところが、IFRS財団の運営やガバナンスに関しては、多くの関係国・関係者から構造的な問題を抱えているとの批判があった。そうした批判を受けて、IFRS財団の外に「モニタリング・ボード」という官の組織（各国・各地の証券監督当局）を置かざるを得なくなったのである。

民間の IASB が設定する会計基準には何らの法的拘束力もないことも重要な要因の 1 つであろう。民間の IASB がどれだけ「(自称) 高品質な」会計基準を作ろうとも世界の各国・各企業に順守を求めるだけの法的な根拠はない。ましてやそれに違反した場合の罰則などを設けようものなら、各国から国家主権が侵害されると批判されよう。IASB が IFRS に関して「高品質」を錦の御旗のごとく振りかざすのも、IFRS 自体に何らの拘束力がないために、それに代わるものとして「高品質」を謳っているに過ぎない。要は、各国の基準よりも IFRS が品質が高いことを主張することによって採用を促しているのである。

しかし、官の組織（パブリック・セクター）ともいべきモニタリング・ボードが置かれた途端に、IFRS 財団は「民の皮を被ったパブリック・セクター」に変質してしまったのである。要するに「虎の威」を借りなければ、IASB・IFRS は「業界の自主規制ルール」の域を出られないのである。

8 モニタリング・ボードのメンバー要件

メンバーの要件としては、「該当する市場において IFRS が顕著に使用される」ことが挙げられ、その「IFRS の使用」については、以下のように、総則、定量的要素、定性的要素の 3 点が示されている。筆者が重要と考える個所にアンダーラインを付けた。

総則は 2 つある。

「(a) 当該国（既存のメンバー国と新規にメンバーとなる候補の国を指すものと思われる）は、IFRS の適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表について IFRS の適用を強制又は許容し、実際に IFRS が顕著に適用されている状態となっている、もしくは、妥当な期間でそのような状況へ移行することを既に決定していることにより裏付けられる。」

「(b) 適用される IFRS は IASB が開発した IFRS と本質的に同列のもの (align) で、起こり得る例外は、一定の基準もしくはそこから生じる一部が経済もしくはその他の状況に関係していない、もしくは当該国の国益に反する可能性がある、という場合に限定される。一定の基準もしくはそこから生じる一部を開発する際のデュープロセス履行上何らかの欠陥があった場合には、例外や一時的な使用中止も許容しうる。」

(a) は「財団のモニタリング・ボードのメンバーを出せる国」の要件として、「IFRS が国内で顕著に使用されている状態であること」を掲げ、(b) では、ピュアな IFRS と違う「例外」「除外」(exceptions) が認められるのは、「当該国の国益に反する可能性がある」場合などに限られ、IFRS に何らかの欠陥があった場合には「例外処理」や「一時的な使用中止」も認められることを明記している。

(b) のような内容のことを決めるのは、本来、IASB であるはずであり、モニタリング・ボー

ドがこうしたことを決めるというのはやや越権行為ではないかと考えられなくもない。ただし、モニタリング・ボードのメンバーが「各法域における資本市場規制当局」であることからすると、「IFRSの例外処理」や「一時的使用中止」について法的な承認を与えたといってよい。リーマン・ショックの「学習効果」であろう。

「定量的要素」と「定性的要素」はつぎのように述べられている。

「定量的要素」

「(c) 当該国は、時価総額の規模、上場企業数、クロス・ボーダーの資本活動に照らした上で、国際的な文脈における資金調達のための主要な市場であると考えられる。」

「定性的要素」

「(d) 当該国は、IFRSの策定に対し、継続的に資金拠出を行っている。

(e) 当該国は、関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行の仕組みを整備し、実施している。

(f) 国・地域の関連する基準設定主体が存在する場合、IFRSの開発に積極的に貢献することにコミットしている。」

わが国の場合、定量的な要素も定性的な要素も十分に満たしているといってよいであろう。(d)はメンバーを維持したいかメンバーになりたい国は「資金を提供するように」という話であるが、各国・地区がどれくらいの資金を拠出してきたかをディスクローズすべきであろう。

モニタリング・ボードは、IFRS財団の評議員選任の承認等を通じてIFRS財団(評議員会とIASB)を監視する組織であるが、規制当局の集まり(現在は、アメリカのSEC、日本の金融庁、EUの欧州委員会、IOSCO)であることから、IASB・IFRSに対しては「無言の圧力」をかけられる立場にある。その席は、現在、5つしかない(上場の第2図参照)。

それだけ大きな権限を持った組織であればこの国・地域も委員席を確保したいと考えるであろう。IFRS財団への資金提供額の多さもあるであろうが、いまだ「IFRS連盟」に加盟していない経済大国(アメリカと日本)が5つしかない委員席のうち2つも(IOSCOの席も含めると3つ)確保しているというのは、「IASB・IFRS連盟」という組織としては異常である。

たった5つしかない席を、IFRSの採用(アドプション)に極めて消極的なアメリカ(SEC)や、どっちつかずの姿勢を示してきた日本(金融庁)にまで「寛大・寛容に」譲るなどというのは、「100カ国以上のIFRS世界」からすると「許しがたい」話である(はずである)。そうした批判を受けて、モニタリング・ボードのメンバーを増やす計画であるという。主要な新興市場から4席と交替制のメンバーを2席、合計で6席増やす計画であるという。

モニタリング・ボードの設置は、2007年秋に、日本、米国、欧州などの証券規制当局が共同

で提案したものである。規制当局の提案（実質は官の「命令」に近い）を受けて、IFRS 財団は定款を変更して、2009年1月に、モニタリング・ボードを正式に設置した。設置当時のメンバーをみると、日本：金融庁三國谷長官、米国：SEC シャピロ委員長、欧州委員会 (EC) バニエル委員（フランス）、証券監督者国際機構 (IOSCO) 専門委員会河野正道副議長（金融庁総括審議官）、IOSCO 新興市場委員会アンワー副議長（マレーシア）の5名である。

このメンバー表を見る限り、モニタリング・ボードの主導権は、間違いなく、米国と日本にある。5人委員会が多数決で物事を決めるとなれば、日本（金融庁三國谷長官と河野総括審議官）と米国（SEC シャピロ委員長）で過半数を取れる。新興市場委員会のマレーシアが日米の意向に反する行動をとることも考えにくい。EC のバニエル委員にしても、同等性評価による会計基準の調和を推進してきたヨーロッパの立場に立てば、今回のプレスリリースを立案・推進するとは考えられない。

そうしたことを考えると、今回のモニタリング・ボードのプレスリリースは何を狙ったものかが分かりにくい。あらためてプレスリリースの内容を確認したい。モニタリング・ボードという各国・各地域の監督官庁が出したプレスリリースは、モニタリング・ボード（官の監視組織）メンバーの要件としては、「該当する市場において IFRS が顕著に使用される」ことが挙げられ、その「IFRS の使用」については、以下のような総則が示されている。

総則は2つある。1つは、「財団のモニタリング・ボードのメンバーを出せる国」の要件として、「IFRS が国内で顕著に使用されている状態であること」あるいは「一定の期間内にそうした状態を作ることを決めていること」である。もう1つの総則は、ピュアな IFRS と違う「例外」「除外」(exceptions) が認められるのは、「当該国の国益に反する可能性がある」場合などに限られ、IFRS に何らかの欠陥があった場合には「例外処理」や「一時的使用中止」も認められることである。

2つ目のような内容のことを決めるのは、上に述べたように、本来、IASB であるはずであり、モニタリング・ボードがこうしたことを決めるというのはやや越権行為ではないかと考えられなくもない。ただし、モニタリング・ボードのメンバーが「各法域における資本市場規制当局」であることから、リーマン・ショックのような「想定外の異常事態」に対して「IFRS の例外処理」や「一時的使用中止」で対応することについて官が法的な承認を与えたといってい

い。IFRS 自体に盛り込まれている「離脱規定」（個々の IFRS の規定が自社の実態を表さないと判断されるときは IFRS のルールから離脱して、実態を正しく表すことを要求する規定）と、この国益に反する場合の「例外」規定、さらに IFRS に欠陥があった場合の「例外処理」「一時的使用中止」によって、各国・各企業が実際に適用する基準はかなりのばらつきを見せる可能性がある。逆に言うと、各国・各企業は、それぞれの独自性を残すことができるようになる。

モニタリング・ボードが狙いとしているのは、(1)ある程度のばらつきが生じるのを承知の

上で、IFRS 採用国を増やそうということなのか、あるいは(2)IFRS を適用していると公言しながらも実態が怪しい国々に対して「逸脱の許容範囲」を示そうということなのか、それとも、(3)モニタリング・ボードを構成する米国(と日本)の現行会計実務を「IFRS 圏内の実務」として認知させることにあるのか、いずれかであろう。

9 アメリカは「改心」するか

日米の監督官庁が多数委員となっていて、どうして自分の首を絞めるようなプレスリリースが出るのか、不思議でならない。プレスリリースが出た後、IFRS 推進派の人たちから「このままでは(IFRS 不採用の)米国はモニタリング・ボードに委員を送り込めなくなるから、大いに改心して、IFRS の採用に動かざるを得ない」という声も挙がったと聞く。

しかしである。あのしたたかな米国が、モニタリング・ボードのメンバーというポストが欲しくて、これまでの方針を転換するなどということがあり得るであろうか。確かに、ボードのメンバーになれる条件として「IFRS の適用を強制又は許容し、実際にIFRS が顕著に適用されている状態となっている」か「妥当な期間でそのような状況へ移行することを既に決定していること」が書かれている。常識的に読めば、米国はこの条件を満たしていない。しかしである、このプレスリリースが出たからといって米国がIFRS 採用に動くなどということは100%あり得ない。

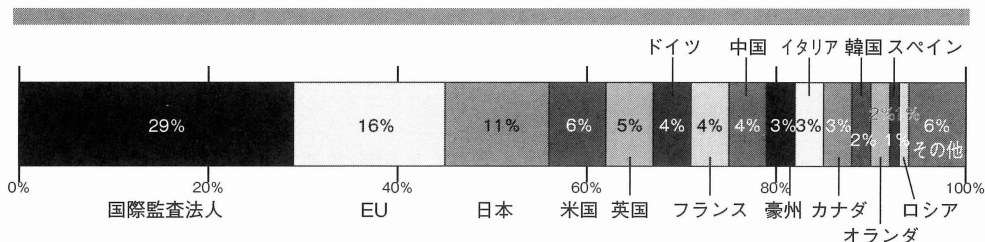
こうした条件を決めたのは、ほかならぬ日本と米国が過半数のメンバーを送り込んでいるボードである。果たして米国は、自分が排除されることを想定してこのプレスリリースを承認したのであるか。日本は、プレスリリースを根拠に米国の退場を主張できるであろうか。では米国は、日本の採用状況が中途半端だとして委員席から追い出せるであろうか。

「IFRS が国内で顕著に使用されている状態であること」を条件とするのであれば、日本より先に米国が対象外になるはずである。米国は、外国企業がIFRS で作成した連結財務諸表を米国証券市場で使用することは認めているが、国内企業がIFRS を使うことは認めていない。その点、日本は海外企業がIFRS を使うことも、特定の日本企業が任意にIFRS を使うことも認めている。最近では、金商法適用会社のすべてにIFRS の任意適用を認めるに至っている。

ではIFRS 財団は、日本と米国からボード・メンバーの席を取り上げようとするであろうか。財団はどちらも主張しないはずである。資金のことを考えてみよう。IFRS 財団への基金拠出は、2012年は日本が235万ポンド(約3億4千万円)で財団への全拠出の11%、米国は122万ポンドで同6%である。国としての拠出は日本が一番多く、2番は米国である。IFRS 採用国と喧伝されている110数か国のうちIFRS 財団に資金を拠出しているのは30か国に満たないのだ。

IASB もIFRS 財団も十分に承知しているはずであるが、米国と日本がへそを曲げてIASBをやめたら、たちまちにIASB は立ち行かなくなる。理由は明らかではないが、米国は2012年に拠出額を前年比30%も減額している。IFRS 財団にとってはますます米国の意向を無視できない

IFRS 財団への拠出額構成 (2012年)



■その他 (拠出の大きい順に、ロシア、インド、ブラジル、香港、スイス、南アフリカ、NZ、ノルウェー、ナイジェリア、シンガポール、マレーシア、ポルトガル、カザフスタン、アイルランド、ブルガリア、キプロス)

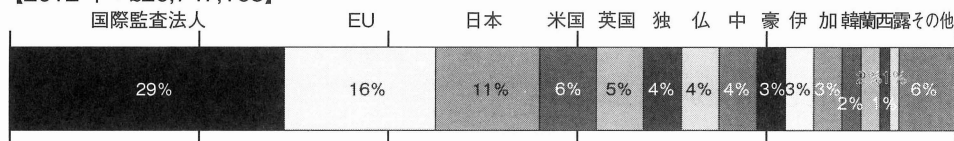
合計 20,747,165£ (うち、日本からの拠出は 2,352,439£) (2012年)

※アジア・オセアニアオフィスへの拠出金 613,162 ポンドを含む
出典：IFRS Annual Report 2012

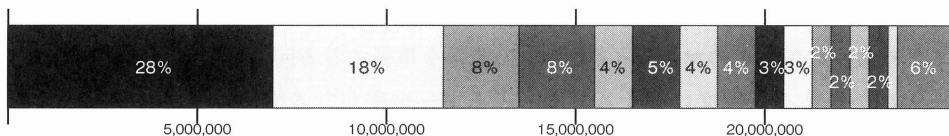
各国における主な内訳

国際監査法人 デトロイト・トウシュ、KPMG、アーンストアンドヤング、プライスウォーターハウスクーパース、BDO、グラント・ソントン、マザー	ドイツ 独会計基準設定委員会を通じた自発的納税 (アディダス、BMW、ドイツ銀行、フォルクスワーゲン等)	EU：EC
米国 財務会計団体、アメリカ銀行、シティグループ、ゴールドマン・サックス、JP モルガン、モルガン・スタンレー等	中国 財務省創設の機関を通じて拠出 (中国公認会計士協会、中国財務省、上海証券取引所、深圳証券取引所等)	日本：FASF
韓国 KASB を通じた拠出 (韓国金融監督院、サムスン関連企業等)	カナダ ：加公認会計士協会、金融機関監督庁	英国：財務報告評議会による課税制度
		フランス：仏財務省
		イタリア：OIC (伊設定主体)
		豪州：財務報告評議会、豪州中央銀行
		オランダ：財務省、オランダ銀行
		スペイン：スペイン証券取引所
		ロシア：露財務省

【2012年：£20,747,165】



【2011年：£20,561,798】



であろう。

そうしたことを考えると、IFRS 財団が米国からモニタリング・ボードの席を取り上げるとは考えられない。米国から席を取り上げないとすると、日本の席を取り上げる理由を失うであろう。

う。そう考えると、プレスリリースの言っていることは、現実的な話ではないかもしれない。金融庁やIFRS推進派は、この点をどう考えたのであろうか。むしろ、IFRS財団の「脅し」を「好都合」「好機」ととらえて、「IFRS任意適用企業の増加」を画策しているとするべきであろうか。

世界の大規模資本市場であるアメリカと日本を外した国際基準となれば、「弱者連合の会計基準」になり下がる。IASBとしては、ここは、何としてでもアメリカと日本を取り込まなければならない。日本とアメリカは、IFRSへの影響力を保持するために、メンバー席を確保し続けたいであろう。そこらあたりを見越してか、プレスリリースでは、「既存メンバーの定期的な見直し」を3年ごとに行うこと、次回の見直しは2016年に行うこと、見直しにあたっては国内の財務報告制度にIFRSを組み込んでいるかどうかを評価することなどが示唆されている。

上で紹介した自民党企業会計に関する小委員会の提言が「2016年末までに300社」という中期目標を掲げるのは、メンバーの見直しに間に合わせようという話である。この辺りの話から、いったん消えたはずの「強制適用」という幽霊がまたぞろちらつき始めるのであろうか。

10 「国連型」から「G8型」へ

アメリカがIASB・IFRSに嫌気をさすのは当たり前かもしれない。IASBは国連に似ているところがあり、世界の100か国以上が意思決定に参加し、重要なことも重要でないことも多数決（声の数）で決められる。15名の審議会理事がすべてを決めるわけではない。そのために、意思決定に時間がかかりすぎるし、主要国（経済的、軍事的、政治的などの面で）の意向が通りにくい。IASB・IFRSの世界で、アメリカが自分の主張を通そうとすれば、110の国を相手にしなければならない。IASBのボード・メンバー15名だけではないのである。経済・政治・軍事の面で力のある国々がサミット（G7やG20など）を開いて世界をリードしようとしているのは、国連がかなり無力化してきたからに違いない。

日本経済団体連合会の文書も、この点を指摘して次のように述べている。「IASBの基準開発は、これまで、米国財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトやASBJとの定期協議など、有力な国々とのバイ（2国間）の関係を重視したものであったが、IFRS適用国の増加を受けてより多くの国々とのマルチ（多国間）の関係を重視する方向へと変化しつつある。」（「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方—国際会計基準の現状とわが国の対応—」2013年6月10日）

IFRS財団は平成24年11月に、アジア・オセアニアのリージョナル・オフィスを東京に開設した。23年にはIASB内に「新興経済グループ：EEG」を設立して中国に本部を置いている。両者がいかなる役割を担うかは必ずしも明らかではないが、2つのオフィスの機能を調整するのは参加国の利害が絡むこともあって簡単ではないと思われる。

さらにIFRS財団は、昨年春に、IASBと多国の基準設定主体による新しい組織として「会

計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)」を立ち上げている。参加メンバーは、日米のほか、中国、イギリス、ドイツ、スペイン、カナダ、ブラジルなど12で、多様な顔ぶれからして何かを取りまとめる組織にはなりえないであろう。

IFRS に関してこれだけ多くの「意見交換」「意見調整」の場を設けなければならないほど、各国の置かれている経済環境や考え方などが異なるということであろう。考え方の違いや環境の違いが明らかになる反面、意思の統一とか基準の統一がいつそう遠のくのではないであろうか。

11 捨てられない US-GAAP

アメリカは今、アジアの経済力（人口の多さや人件費の低さ）に注目していると言われる。アメリカが、オバマ大統領の掲げる「製造業の復活」と「輸出立国」を推進するためには、アジアという巨大なマーケットが必要なのである。そうした動きの1つが TPP であろう。アメリカが、TPP によってアジアの経済圏を手中にすることに成功すれば、アメリカが次に考えるのは、アジアの資本市場を手中にすることではなからうか。今の IASB が国連に近いとすれば、アメリカが IASB と違った国際組織を立ち上げて別の国際会計基準の設定に動いたとして不思議はない。

環太平洋の資本市場を1つにするとすれば、そこでの上場要件や上場会社の決算・開示のルールを統一するということになる。環太平洋の地域で大きな資本市場を持ち、IFRS に対抗できるだけの会計基準を整備しているのは、言うまでもなく、アメリカと日本である。となると、環太平洋をエリアとする資本市場や会計基準は、まちがいなくアメリカと日本がリードすることができる。そこを考えると、アメリカは（日本も）IFRS にそれほどの魅力を感じないのではなからうか。

アメリカが IFRS の採用に踏み切れない理由は、他にもいくつもある。会計の実務という点で大きな問題は、IFRS の原則主義とアメリカ会計実務の細則主義である。IFRS は、多くの国が受け入れられるように、細かなルールを定めない方式を採用している。しかし、書かれているルールは原則であっても、会計の実務は細則がないとできない。多くのスポーツは「フェア・プレイ」を大原則としている。しかし「フェア・プレイ」というだけではゲームはできない。どんなスポーツでもフェア・プレイを具体化した細かなルールが必要である。これと同じである。原則だけでは会計実務は動けない。

仮にアメリカが IFRS を自国企業に強制適用したとすると、アメリカの企業はどうするであろうか。IFRS は、英語の原文も日本語訳も、せいぜい3千頁である。アメリカの会計基準 (US-GAAP と呼ばれる) は、2万5千頁といわれる。

アメリカの企業が IFRS によって連結財務諸表を作成しようとするれば、これまでは2万5千頁の詳細なルール・ブックがあったが、これからは3千頁ほどの「心細い原則集」しかない。

では、アメリカの経営者・経理担当者や監査人はどうするであろうか。

アメリカ企業の経営者・経理担当者は、IFRS に書いていないか解釈の余地があるときは、倉庫にしまったはずの、昔の2万5千頁のルール・ブック (US-GAAP) を引っ張り出して、「昔はこうしていたんだから、これからもこうしよう」ということにするのではなかろうか。そうした処理をすれば、きっと監査人（会計士）も投資家も異議を唱えないであろう。

2011年にアメリカ SEC が発表したスタッフ報告書では、アメリカ企業に IFRS を強制適用するのではなく、一定の期間をかけて IFRS を US-GAAP（アメリカの会計基準）に取り込み、その US-GAAP で作成した連結財務諸表を「IFRS に準拠して作成された」ものとするを最終目標としている。翌12年には SEC 最終スタッフ報告書が公表され、IFRS をそのままの形でアメリカの基準とする方法は多くの市場関係者の支持を得られなかったことを報告している。アメリカは、会計基準の国際的な統一を、各国の会計基準を尊重しながら、大きなデコボコについてはこれを均す程度のコンバージェンスに抑えたいと考えているようである。

12 なぜアメリカの動向を注視する必要があるのか

これまでのわが国における IFRS 議論では、常に、アメリカがどうするかを見極めることが重要視されてきた。確かに何事も周りを見ながら判断する国のことであるから、アメリカがどう判断するかは重要なことであろう。しかし、IFRS に関して日本として決めておくべきことは、「アメリカが IFRS を採用しないと決めたときに、日本はどうか」、これだけである。アメリカが自国の企業に強制適用することを決めたとしたら、日本にはそれに追随するしか道はない。他に選択肢などないのである。

「アメリカが IFRS を採用すれば日本はそれ以外の選択肢はない」というのはこれまでも多くの方がしばしば指摘してきたことである。では、「アメリカが IFRS を採用しない」となったら、日本にはいかなる選択肢が残されているであろうか。

アメリカが IFRS を採用しないといってもいろいろな意味合いがある。現在のように、自国の企業に IFRS の使用を認めないというのも1つの「不採用のあり方」であろう。アメリカが自国企業に関しては今後も不採用（適用禁止）とすることを決定したならば、わが国にはいかなる選択肢が残されているであろうか。

1つの選択肢は、「アメリカが不採用であっても日本は IFRS を採用する」というシナリオである。これも色々な意味合いがある。現状でも日本は任意適用という形で IFRS を採用している。さらに任意適用の条件を大幅に緩和して採用企業数を増やそうともしている。しかし IFRS に関する最近の議論は、「任意適用では IFRS を採用しているとは言えない」とばかり、一部の企業に強制適用することを画策しているように見える。以下、「採用」イコール「強制適用」という意味で話をする。

「アメリカが不採用でも日本は採用する」という選択にはあまり理屈らしいものは要らない。

何せ、世界中で110カ国も採用していると喧伝されているのである。ただし、この選択が正しいのであれば、日本はもう何年も前に IFRS を採用（強制適用）していてもおかしくはない。アメリカの動向に関係なく日本は IFRS を採用するというのがあれば、審議会は今まで何を議論してきたのか、という話になろう。

もう1つの選択肢は、「アメリカが採用しないなら日本も採用しない」という道であろう。この選択肢が残されているからこそ、日本では延々と議論が繰り返されてきたのではなからうか。しかし「アメリカが IFRS を採用しないなら日本も採用しない」というのはどういう道筋からでてくる話なのであろうか。このシナリオを審議会で議論した形跡はない。

詰めておくべきことは、アメリカが採用しないと決めたときに「日本も採用しないとする理由」であろう。ただアメリカに追随するというだけでは、それこそ国際社会の納得は得られまい。とはいえ、日本が IFRS を採用しない（強制適用という形はとらない）ことを国際社会に納得してもらうには、アメリカとは別の理屈が必要になるのではなからうか。

13 中・長期的経営に資する会計を

「金づくり」の会計 (IFRS) は、「物づくり」の会計に適さない。それどころか、物づくりの企業・国（日本をはじめアジア諸国やヨーロッパの国々）にとっては、「金づくり」に狂奔する英米の金融界のための IFRS を押し付けられて、「わが社の身売り価格」を計算させられるのは許しがたいことであろう。

日本の会計はどうあるべきか、何を指すべきか、非常に重要なテーマが待っている。私はことあるごとに「企業会計原則のスピリッツ」に戻ることを提案してきた。「企業会計原則に戻る」のではなく「企業会計原則のスピリッツに戻る」のである。

企業会計原則のスピリッツは、日本固有のものではない。もともと企業会計原則はアメリカの会計観を輸入して作文されたものであるから、そのスピリッツもアメリカ生まれ・アメリカ育ちといってよい。アメリカの会計も、日本に輸出した会計観を改めて学んでもよいのではなからうか。

日本が「物づくり」で国の経済を成り立たせ、さらに世界に貢献し続けるためには、日本企業は中・長期の視点に立って経営する必要がある。これまでの日本企業の活躍を見れば分かるように、特に研究開発型の製造業が中心にならなければならない。

ベンチャー投資家として高名な、原丈人氏（デフタ・パートナーズグループ会長）は「いま、会社は株主のものだという価値観に基づいて、アクティビストやヘッジファンドは、短期的に株価を上げる圧力をかけるだけでなく会社の内部留保を取り崩すことを要求し、収益が上がればその大部分を配当金とすることを求める。そのために会社は、将来への備えも開発投資もできず、衰退してしまう。（中略）短期的に利益を最大にするよりも、長期的なことを考えて経営したほうが、株主にとっても長期的にプラスになる」と言っている（原丈人、2009年、176-177

ページ)。

そうであればこそ、日本の会計も中・長期的な経営に資するように工夫しなければならないのではなかろうか。それは必ずしも日本独自の会計というわけではなく「物づくり」を基本とする国々・地域に共通する会計であろう。何も特別な会計ではなく、中・長期の観点で経営されている企業にとって「鏡」となる利益情報・原価情報を提供する会計であるはずである。現代の会計は、「投下資本の回収計算」「回収余剰としての利益の計算」を期間に区切っておこなうことを専売特許としている。会計以外のツールでは、こうした計算をシステムチックに行うことはできない。

物づくりが経済・産業の中心となっている国の会計と、金融で成り立つ国の会計は、同じである必要はないであろう。資源が豊富にある国の会計と資源が乏しい国の会計も、同じである必要はないであろう。利子を取ることが商売になる国の会計と利子を取ることができない国の会計は、同じであるはずがない。イギリスとアメリカでさえ、利益観を異にしている。伝統的に、循環的・規則的なフローを利益と考えてきたイギリスと、ストックの増加分を利益と考えるアメリカでは、利益観も会計観も違って当たり前なのである。

日本が採るべき国際会計戦略としては、まだまだいろいろなことがあろうかと思う。しかし、これと言った奇策や特効薬があるわけではない。ここは地道に、日本の中・長期的観点からの経営姿勢やそれを映し出す会計制度を構築することに尽きると思われる。

参考文献

単行書

- 田中 弘『会計学はどこで道を間違えたのか』税務経理協会, 2013年
 田中 弘『IFRSはこうなる—「連単分離」と「任意適用」へ』東洋経済新報社, 2012年
 田中 弘『国際会計基準の着地点—田中 弘が語るIFRSの真相—』税務経理協会, 2012年
 田中 弘『複眼思考の会計学—国際会計基準は誰のものか—』税務経理協会, 2011年
 原 丈人『新しい資本主義—希望の大国・日本の可能性』PHP新書, 2009年

雑誌論文

- 佐藤行弘・加賀谷哲之(インタビュー)「今こそ問い直す。日本の企業会計のDNAとは何か」『一橋ビジネスレビュー』2012. SUM.
 田中 弘「会計学はどこへ行くのか」(連載)『税経通信』2013年1月—12月
 田中 弘「IFRS財団が起こした波紋—『だまし討ち』を警戒する産業界」『金融財政ビジネス』時事通信社, 2013年8月19日
 田中 弘「日本版IFRS構想の背景と行方」『地銀協月報』全国地方銀行協会, 2013年11月
 田中 弘「IASBの構造的欠陥—なぜ米国の動向を注視する必要があるのか—」『金融財政ビジネス』時事通信社, 2014年1月
 辻山栄子「IFRSの適用をめぐる最近の動向」『地銀協月報』全国地方銀行協会, 2013年11月
 辻山栄子「現代会計のアポリアー対立する2つのパラダイム」『早稲田商学』第434号, 2013年1月
 辻山栄子「包括的ビジネス報告モデルの批判的検討」『早稲田商学』第431号, 2012年3月
 西村明子「審議会等・私的諮問機関の現状と論点」『レファレンス』国立国会図書館, 2007年5月号)